

職業安定分科会(第 211 回)	資料1－2
令和7年3月 21 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）の一部の施行に伴い、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）等について所要の規定の整備等を行う。

2. 改正の概要

（雇用保険法施行規則関係）

- 雇用保険法等の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行に伴い、教育訓練休暇給付金が創設されることに対応するため、以下に掲げる規定の整備等を行う。
 - ・ 事業主は、その雇用する一般被保険者が教育訓練休暇を取得した場合に、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定により、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書を公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。
 - ・ 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書において、教育訓練休暇の対象となる労働者について、解雇等が予定されていないことを確認することとする。
 - ・ 教育訓練休暇給付金は、一般被保険者が、労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合に、当該休暇の期間内の自己の労働その他の職業安定局長が定める理由によって収入を得ていない日について支給するものとする。
 - ・ 教育訓練休暇は、職業に関する教育訓練を受けるための休暇であって、当該休暇の期間が 30 日以上であり、かつ、①大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練、②教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練③その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもののいずれかを受けるものとして、事業主の承認を受けたものとする。
 - ・ 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする者は、教育訓練休暇給付金支給申請書を公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。この場合において、公共職業安定所の長は、その者が要件に該当すると認めたときは、その者が教育訓練休暇を取得していることについての認定（以下「教育訓練休暇取得の認定」という。）を受けべき日（以下「教育訓練休暇取得認定日」という。）を定め、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を交付しなければならないものとする。
 - ・ 教育訓練休暇給付金支給対象者は、受給期間内に教育訓練休暇を終了した場合であって、当該受給期間内に再び教育訓練休暇を開始し、当該受給期間に係る受給資格に基づき教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、その保管する教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を添えて教育訓練休暇給付金支給申請書を公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。
 - ・ 教育訓練休暇給付金の支給に係るみなし被保険者期間の計算の特例の対象となる理由は、①事業所の休業、②出産、③事業主の命による外国における勤務、④国と民間企

業との間の人事交流に関する法律第2条第4項第2号に該当する交流採用、⑤①から④までの理由に準ずる理由であって、公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるものとする。

- ・ 受給期間延長の特例の対象となる理由は、疾病又は負傷、その他、公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるものとする。
- ・ 教育訓練休暇給付金の支給対象者は、教育訓練休暇取得の認定を受けようとするときは、教育訓練休暇取得認定日に、教育訓練休暇取得認定申告書に教育訓練休暇の取得を証明することができる書類を添えて公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由により当該教育訓練休暇取得認定日に提出することが困難である場合は、当該教育訓練休暇取得認定日から7日以内に提出することができるものとする。
- ・ 公共職業安定所の長は、教育訓練休暇取得の認定を行った日の翌日から起算して7日以内に、当該認定に係る日分の教育訓練休暇給付金を支給するものとする。
- ・ 特定教育訓練休暇給付金受給者は、基本手当の特定受給資格者と同じ者とする。
- ・ 介護休業給付金及び育児休業等給付の支給に係るみなし被保険者期間の計算の特例の対象となる理由に、教育訓練休暇を加えること。
- ・ 特定理由離職者のうち、受給資格者以外の者であって、特定教育訓練休暇給付金受給資格者としてみなす者は、基本手当において特定受給資格者とみなす特定理由離職者と同じ者とする。

○ 所要の規定の整備を行うこと。

(その他)

- その他関係省令について所要の改正を行うこと。
- 施行に関し必要な経過措置を設けること。

3. 根拠条項

- 雇用保険法第60条の3、第60条の4、第82条及び附則第11条の3 等

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和7年4月中旬（予定）
- 施行期日：令和7年10月1日